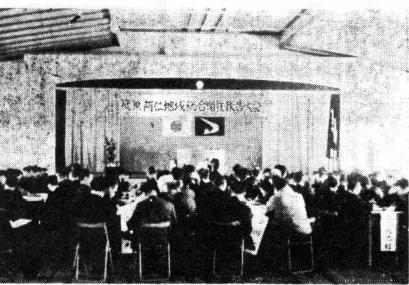


清掃法が改正される

し尿浄化そう(五百人未満のもの)の維持管理は

管理士の手で



し尿浄化そう(五百人未満のもの)の維持管理をするためには、特殊な技術を必要とするため、設置者は専門的知識を有する者により、構造及び設備

の旨を保健所長に届け出ること。委託者を変更した場合も同様であります。

し尿浄化そうの機能を維持するため必要な措

置を講ずるよう清掃法の改

正により要求されることに

なりました。

今後は次のように取り扱

われることになりますので、

清掃法の規定する維持管理基準にそ

うに、清掃法の規定する維持管理を行な

うものとし、その事務の内

容は、汚泥、スクリーン

等の除却、掃除、消毒液

等の補充と適当な注排水、

諸施設、備品の調節等とする。

③清掃法は委託をうけた

清掃法の規定する維持管理については、

その記録を定期的に提出せよ。

④清掃法の規定する維持管理を実行した

場合は、運営者は、自

らの責任で、運営者

は、運営者を改め

た場合は、運営者

は、運営者を改め